2026年11月26日

各 位

会 社 名： かどや製油株式会社
代表者名： 代表取締役社長 北 川 淳 一
（コード番号 2612 東証スタンダード）
問合せ先： 常務執行役員 経営企画部長
兼コーポレート本部長 佐 藤 幹 央
（ＴＥＬ． ０３－６７２１－６９５７）

会 社 名： 株式会社ITG-Gホールディングス
代表者名： 代表取締役 辺 見 芳 弘

株式会社ITG-Gホールディングスによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングスは、かどや製油株式会社の普通株式に対する公開買付けに関する2026年９月15日付公開買付届出書（2026年９月25日付、同年10月８日付、同月29日付及び同年11月11日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年11月26日付で関東財務局長に提出する必要性が生じました。これに伴い、2026年９月14日付「株式会社ITG-Gホールディングスによるかどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年10月29日付及び同年11月11日付で公表いたしました「株式会社 ITG-G ホールディングスによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」による変更を含みます。）の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社ITG-Gホールディングス（公開買付者）が、かどや製油株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第１項第４号に基づい

て公表を行うものです。

（添付資料）
2026年11月26日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2026年11月26日

各　位

会 社 名：　株式会社 ITG-G ホールディングス
代表者名：　代表取締役　　辺 見 芳 弘

（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場に上場しているかどや製油株式会社（証券コード：2612、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2026 年９月 15 日より開始しております。

①対象者が 2026 年 11 月 20 日付で公表した「(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、(i)対象者及び特別委員会が、2026 年 11 月 13 日付で、三井物産株式会社（以下「三井物産」といいます。）より、事業会社であるＢ社より対象者が同月２日付で受領した対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する再提案書（以下「本Ｂ社再提案」といいます。）に関する三井物産の同日時点における見解及び特別委員会に対する要請を記載した書面を受領し、これに対し特別委員会は、同月 18 日付で、三井物産に対して、本Ｂ社再提案に応じることができない旨を書面により回答した旨、並びに（ii）対象者及び特別委員会が実施を検討し関係者に協力を要請していた、その時点における最善かつ最終的な提案を提示する機会を公開買付者及びファンドであるＣ社に対して同じタイミングで付与した上で、対象者及び特別委員会において両者の提案を比較・検討し、両者の中から最終候補者を決定するプロセス（以下「Best & Final プロセス」といいます。）に関して、同プロセスを実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識している旨を、対象者が公表したこと、並びに②対象者が 2026 年 11 月 25 日付で公表した「(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、2026 年 11 月 20 日付で、ファンドであるＣ社より、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する再提案書（以下「本Ｃ社再提案」といいます。）を受領した旨を、対象者が公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じ、さらに、対象者に対し、小澤氏及びインテグラルによる提案及びＣ社による提案並びに Best & Final プロセスの実施の可否につき検討を継続させるとともに、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募についてさらなる判断

機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付者が、公開買付期間を 2026 年 11 月 26 日から同年 12 月 15 日まで延長し、合計 60 営業日とすることを決定したことに伴い、記載事項及び添付書類である 2026 年９月 15 日付公開買付開始公告（2026 年 10 月８日付「公開買付開始公告の訂正の公告」、同月 29 日付「公開買付条件等の変更の公告」及び同年 11 月 11 日付「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第 27 条の８第２項の規定に基づき、2026 年 11 月 26 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出いたします。

これに伴い、2026 年９月 14 日付「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2026 年 10 月 29 日付及び同年 11 月 11 日付で公表いたしました「株式会社 ITG-G ホールディングスによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」による変更を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

（３）買付け等の期間

（訂正前）

2026 年９月 15 日（火曜日）から 2026 年 11 月 26 日（木曜日）まで（47 営業日）

（訂正後）

2026 年９月 15 日（火曜日）から 2026 年 12 月 15 日（火曜日）まで（60 営業日）

（６）決済の開始日

（訂正前）

2026 年 12 月３日（木曜日）

（訂正後）

2026 年 12 月 22 日（火曜日）

2. 本公開買付けの目的の概要

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて対象者が 2026 年 10 月 28 日付で公開買付者に対して行った、本公開買付契約に基づく、本公開買付価格の変更についての協議の申入れについて検討する中で、2026 年 11 月６日、本公開買付けの開始以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公

開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を2,514円から2,655円に変更することを決定いたしました。公開買付者は、2026年11月６日、対象者に対して、本公開買付価格を2,514円から2,655円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月６日付条件変更」といいます。）。なお、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格（2,655円）は、本公開買付けの開始時点と同様に法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格であり、本Ｃ社提案において、対象者による自己株式取得を実行せず本Ｃ社提案における本公開買付けのみを実行する場合の公開買付価格（2,654円）を上回るものです。また、本Ｂ社再提案における公開買付価格は、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされておりますが、公開買付者は、以下の理由から、本Ｂ社再提案における公開買付価格は、実現する見込みが乏しい一方で、本公開買付けは対象者の株主の皆様にとって実現及び享受が可能な条件を提供するものであると考えております。すなわち、(i)Ｂ社は本Ｂ社再提案における本公開買付けの公表及び開始について対象者取締役会の賛同を前提としているとのことであるところ、本Ｂ社再提案は本公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、対象者は本Ｂ社再提案を理由として、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を撤回又は変更することができないとのことであり、また、対象者及び本特別委員会は本Ｂ社再提案に賛同することはできないとのことであることから、本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えております。また、(ii)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は、法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、本Ｂ社再提案における公開買付価格はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、本Ｂ社再提案においては、当該合意が成立しない場合の公開買付価格は示されていないとのことです。この点、小澤氏は、2026年11月６日付で、対象者に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、小澤物産及び小澤商事との間の自己株式取得に係る合意を前提とする、①対象者による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャー及び②対象者による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーにおける本Ｂ社再提案における公開買付価格は、その前提を欠くものと考えております。そのため、公開買付者としては、本Ｂ社再提案における公開買付価格と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えております。

また、2026年11月９日付対象者プレスリリースによれば、同日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者取締役会の意見に変更はないとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて対象者が2026年10月28日付で公開買付者に対して行った、本公開買付契約に基づく、本公開買付価格の変更についての協議の申入れについて検討する中で、2026年11月６日、本公開買付けの開始以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を2,514円から2,655円に変更することを決定いたしました。公開買付者は、2026年11月６日、対象者に対して、本公開買付価格を2,514円から2,655円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案（以下「本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）」といいます。）を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月６日付条件変更」といいます。）。なお、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格（2,655円）は、本公開買付けの開始時点と同様に法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格であり、本Ｃ社提案において、対象者による自己株式取得を実行せず本Ｃ社提案における本公開買付けのみを実行する場合の公開買付価格（2,654円）を上回るものです。また、本Ｂ社再提案における公開買付価格は、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされておりますが、公開買付者は、以下の理由から、本Ｂ社再提案における公開買付価格は、実現する見込みが乏しい一方で、本公開買付けは対象者の株主の皆様にとって実現及び享受が可能な条件を提供するものであると考えております。すなわち、(i)Ｂ社は本Ｂ社再提案における本公開買付けの公表及び開始について対象者取締役会の賛同を前提としているとのことであるところ、本Ｂ社再提案は本公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、対象者は本Ｂ社再提案を理由として、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を撤回又は変更することができないとのことであり、また、対象者及び本特別委員会は本Ｂ社再提案に賛同することはできないとのことであることから、本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えております。また、(ii)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は、

法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、本Ｂ社再提案における公開買付価格はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、本Ｂ社再提案においては、当該合意が成立しない場合の公開買付価格は示されていないとのことです。この点、小澤氏は、2026年11月６日付で、対象者に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、小澤物産及び小澤商事との間の自己株式取得に係る合意を前提とする、①対象者による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャー及び②対象者による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーにおける本Ｂ社再提案における公開買付価格は、その前提を欠くものと考えております。そのため、公開買付者としては、本Ｂ社再提案における公開買付価格と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えております。

また、2026年11月９日付対象者プレスリリースによれば、同日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者取締役会の意見に変更はないとのことです。

その後、公開買付者は、①対象者が2026年11月20日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、（i）対象者及び本特別委員会が、2026年11月13日付で、三井物産より、Ｂ社より対象者が同月２日付で受領した本Ｂ社再提案に関する三井物産の同日時点における見解及び本特別委員会に対する要請を記載した書面を受領し、これに対し本特別委員会は、同月18日付で、三井物産に対して、本Ｂ社再提案に応じることができない旨を書面により回答した旨、並びに（ii）対象者及び本特別委員会が、同月20日時点において、対象者及び特別委員会が実施を検討し関係者に協力を要請していた、その時点における最善かつ最終的な提案を提示する機会を公開買付者及びＣ社に対して同じタイミングで付与した上で、対象者及び特別委員会において両者の提案を比較・検討し、両者の中から最終候補者を決定するプロセス（以下「Best & Final プロセス」といいます。）を実施するために必要な関係者の協力が得られていないものと認識している旨を、対象者が公表したこと、並びに②対象者が2026年11月25日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年11月25日付対象者プレスリリース」といいます。）において、対象者が、2026年11月20日付で、Ｃ社より、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する再提案書（以下「本Ｃ社再提案」といいます。）を受領した旨を、対象者が公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じ、また、

対象者に対し、本 11 月 6 日付提案（小澤氏及びインテグラル）及び本C社再提案並びに Best & Final プロセスの実施の可否につき検討を継続させるとともに、対象者の株主の皆様に対しても、本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2026 年 11 月 26 日から同年 12 月 15 日まで延長し、合計 60 営業日とすることを決定いたしました。

なお、2026 年 11 月 25 日付対象者プレスリリースによれば、同日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者取締役会の意見に変更はないとのことです。

＜後略＞

公開買付届出書における訂正内容の詳細については、公開買付者が 2026 年 11 月 26 日に提出する公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。公開買付届出書は、EDINET（https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）にて縦覧に供されます。

以　上

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。
また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。
本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。
応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関

する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。